



平成28年10月19日

環境政策課

(内2347)

平成27年度ダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、廃棄物焼却炉やパルプ製造業に係る塩素漂白施設等の設置者は、毎年1回以上、排出ガス、排出水等のダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。

今回、平成27年度分の測定結果を、次のとおり取りまとめました。

1 大気関係特定施設

(1) 大気関係特定施設については、測定対象である149施設のうち、131施設について設置者から報告があり、その排出ガス中の濃度は、0～6.9 ng-TEQ/m³の範囲（平均0.68 ng-TEQ/m³）であり、排出基準の超過はありませんでした。

なお、未報告である18施設（17事業場）に対しては、引き続き、巡回指導や文書指導により測定の実施を指導して参ります。

対象施設	報告施設	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³)		排出基準 (ng-TEQ/m ³)	基準超過施設	未報告施設
		最小～最大	平均			
149	131	0～6.9	0.68	0.1～10	0	18

(2) 大気関係特定施設のうち廃棄物焼却炉については、設置者は、法で測定が義務付けられているばいじん及び焼却灰延べ169検体のダイオキシン類濃度を測定しており、測定結果は以下のとおりで、過去の測定結果と比較して異常なものはありませんでした。

項目	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
ばいじん	67	0～16	0.75
焼却灰	102	0～1.7	0.079

2 水質関係特定事業場

水質関係特定事業場の排水については、紙パルプ製造業や化学工場等9事業場から報告があり、その排水中ダイオキシン類濃度の測定結果は次のとおり、排出基準の超過はありませんでした。

測定対象 事業場数	測定 事業場数	排水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
9	9	0.00017 ～ 0.38	0.065	10	0

※詳細な測定値は、別添個票（事業場別結果一覧）のとおり。

（参考）過去の測定結果は、次のとおりです。

〈排ガス〉

年 度	施設数	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過 施設
		最小～最大	平均		
H15～H26	131～171	0 ～ 15	0.85	1～10	4施設
H12～H14	182～294	0 ～ 77	3.9	1～80	無

〈ばいじん〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	
		最小～最大	平均
H15～H26	69～97	0 ～ 34	1.0
H12～H14	86～130	0 ～ 130	2.4

〈焼却灰〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	
		最小～最大	平均
H15～H26	104～152	0 ～ 3.0	0.093
H12～H14	144～255	0 ～ 49	0.31

〈排水〉

年 度	事業場数	排水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
H15～H26	9～11	0 ～ 8.8	0.25	10	無
H12～H14	9～11	0.000080～1.1	0.23	10～50	無